

EU におけるサステナビリティ報告の現況と課題

——企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を中心に——

佐藤 誠 二

- I はじめに
- II 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の概容
- III 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）
- IV サステナビリティ報告の課題 ～むすびに代えて～

I はじめに

度重なる議論を経過し、2022年6月21日に欧州委員会と欧州議会、理事会との三者会議において政治的な暫定合意を得た「企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD）」の法案が欧州議会ならびに欧州理事会によって採択され、3つの指令（指令109/2004/EC¹、指令43/2006/EC²、指令34/2013/EU³）および規則537/2014/EU⁴の修正を含む欧州議会および理事会の指令（指令2464/2022/EU⁵）として、同年12月14日に公布、2023年1月1日より発効し、EU加盟国に対してCSRDを国内法制化する期限として18カ月の期間が設けられた。

EUでは、CSRDの前段階として、すでにESG（環境、社会、ガバナンス）関連等の非財務情報に関連する開示法制として2006年の「コーポレートガバナンス指令（指令46/2006/EC）」⁶があり、その後、2014年には「非財務報告指令（Non-Financial Reporting

- 1 European Union (2004) : Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC.
- 2 European Union (2006) : Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC (Text with EEA relevance)
- 3 European Union (2013) EU: Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (Text with EEA relevance)
- 4 European Union (2014) : Regulation (EU) No 537/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC (Text with EEA relevance)
- 5 European Union (2022) : Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance)
- 6 European Union (2006) : Directive 2006/46/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June ↗

Directive: NFRD) (指令 95/2014/EU⁷)」が発効している。NFRD については、「有益で比較可能な非財務情報の促進のため、非財務 KPI を含む非財務情報の報告方法に係るガイドラインを策定する」とした NFRD 第2条の規定に基づき、2017年に「EU 非財務情報ガイドライン」⁸、2019年には「気候変動関連情報ガイドライン」⁹が策定され、非財務情報開示に対する一定の促進も図られたものの、NFRD の策定時に必要となった政治的妥協点や適用の多様性から生じた公表情報の質や比較可能性に関して当初から厳しい批判もかねてより存在していた。

そうした状況のなかで、2050年までの気候中立化の達成目標を掲げ、2019年12月に発表された「新しい欧州戦略・グリーン・ディール (The European Green Deal)¹⁰」において、戦略の一貫として CSRD を制度化しそれを NFRD と置き換えることが指示されたこと、また、2018年には欧州議会による「EU の持続可能な金融に関する決議」、¹¹「持続可能なコーポレートガバナンスに関する決議」、¹¹が行われ、また、それを受けて2019年には「金融サービス部門におけるサステナビリティ情報開示に関する規則」(規則 2088/2019/EU) が制定され、加えて、この間、サステナビリティ関連情報の開示に対する国際的議論が急速に高まっていることなどを背景にして、CSRD をなるべく早期に策定し NFRD により導入された非財務報告規制の対象であった既存の企業範囲を拡大するとともに、サステナビリティ情報の枠組みのもとで開示規制の内容を抜本的に見直すことが必要とされた。つまり、CSRD に求められた課題は、既存の NFRD 等の課題を解消し、サステナビリティ報告の内容を質量ともに高めることにあり、サステナビリティ報告それ自体を一層充実させて財務報告と同等の水準にまで引き上げることが要請されていた。

では、CSRD は、従来の非財務情報の開示制度と比較して、その特徴はどこにあったのか、また、CSRD による開示制度において、どのような変化と課題が生じるのか、本

-
- ↘ 2006 amending Council Directives 78/660/EEC on the annual accounts of certain types of companies, 83/349/EEC on consolidated accounts, 86/635/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of banks and other financial institutions and 91/674/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of insurance undertakings (Text with EEA relevance)
 - 7 European Union (2014) : Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups Text with EEA relevance
 - 8 European Commission (2017) : Guidelines on non-financial reporting (methodology for reporting non-financial information) (2017/C 215/01)
 - 9 European Commission (2019) : Guidelines on non-financial reporting: Supplement on reporting climate-related information (2019/C 209/01)
 - 10 European Commission (2019) : COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: The European Green Deal, Brussels, 11. 12. 2019 COM (2019) 640 final.
 - 11 European Union (2019) : Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector (Text with EEA relevance)

稿では、EUの新しいサステナビリティ報告制度の内容についてその概要を確認したうえで、EU以外の諸外国の国際的動向も踏まえながら、サステナビリティ報告が持つ今日的課題についても考察してみたい。

II 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の概容

上述のように、CSRDでは、既存のNFRDの有する問題を克服し、また、開示されるサステナビリティ情報に対して保証制度をあらたに導入したりするなど、大きな変化がみられる。以下では、既存のNFRDとの相違点を含めながら、CSRDの骨格部分を中心にその特徴となる内容について確認しておこう。

1. 適用範囲と適用時期

(1) 適用範囲

CSRDの適用範囲は、従来のNFRDの対象と比べて広範囲に拡大された。NFRDの場合、非財務報告の適用対象となる企業はEUの規模基準に従い大規模会社に相当し、かつEUの規制市場に上場する会社でその数は約11,000社であったが、CSRDの場合、適用対象はその約5倍の50,000社に拡大すると見込まれている。

CSRDが適用される企業の範囲は次のように区分される。

- (i) 貸借対照表日の時点で以下の規模基準うち2つを満たす大規模企業（上場の有無は問わない）。
 - a. 貸借対照表総額が2,000万ユーロを上回る
 - b. 純売上高が4,000万ユーロを上回る
 - c. 従業員数が250人を上回る
- (ii) 大規模な金融機関および保険企業（法的形態にかかわらず）
- (iii) EU規制市場に上場している中小規模の企業
 - 中規模
 - a. 貸借対照表総額が2,000万ユーロ以下
 - b. 純売上高が4,000万ユーロ以下
 - c. 従業員数が250人以下
 - 小規模
 - a. 貸借対照表総額が400万ユーロ以下
 - b. 純売上高が800万ユーロ以下
 - c. 従業員数が50名以下
- (iv) EU規制市場に上場している域外の第3国企業（EUのサステナビリティ報告基準と同等とECがみなす基準に基づく報告を行っている場合は免除）
- (v) EU規制市場に上場していないEU域外企業で、過去2会計年度にわたりEU

における純売上高が1億5,000万ユーロを上回り、EU子会社（大規模会社または規制市場に上場しているか、あるいは前会計年度の総売上高が1億5,000万ユーロを上回るEU子会社または前会計年度の売上高が4,000万ユーロを上回るEU支店が少なくとも1つ有する企業

(2) 適用開始時期

CSRDは上記の適用範囲の企業グループごとに段階的に適用されることになる。

- (i) EU規模基準で大規模で、EU規制市場に上場している、従来、NDRDの対象であった企業 2024年1月1日より適用
- (ii) これまでNFRDの対象でなかった規模基準の大規模企業 2025年1月1日より適用
- (iii) EU規模基準の中規模で、EU規制市場に上場している企業 2026年1月1日より適用
- (iv) EU規模基準の小規模で、EU規制市場に上場している企業 2026年1月1日より適用
- (v) EU規制市場に上場していないEU域外企業 2028年1月1日より適用

2. タクソノミー (Taxonomy) 規則および開示場所・開示事項

(1) タクソノミー (分類)

CSRDにおける開示事項は、既述の「サステナブル-ファイナンス開示規則 (SFDR)」(金融サービス分野におけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付の欧州議会及び理事会のEU規則：2088/2019/EU) および「タクソノミー規則」(持続可能な投資を促進する枠組みの確立に関するEU規則：852/2020/EU)¹²が要求する開示事項と調和することが求められている。

タクソノミー規則は、欧州グリーンディール・イニシアティブの一環として、どのような投資が環境的に持続可能かを判断するための分類システムであり、このタクソノミー規則のもとでは、下記のような環境目標6項目を定め、サステナブルな経済活動と認定しうる4つの要件を指示している。

(i) 6つの環境目標

- ① 気候変動の緩和
- ② 気候変動への適応
- ③ 水および海洋資源の持続可能な利用および保護

12 European Union (2020) : Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (Text with EEA relevance)

- ④ 循環経済への移行
- ⑤ 汚染の防止および制御
- ⑥ 生物多様性, エコシステムの回復または保護

(ii) サステナブルな経済活動と認定しうる要件

- ① 上記6つの環境目標のうち、少なくとも1つ以上の環境目標に実質的な貢献を行うこと
- ② 上記の環境目標のうち、特定の目標への貢献が、その他の環境目標に対して著しい害を及ぼさないこと
- ③ OECDの多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則、労働に関する基本原則及び原理に関するILO宣言等の労働や人権についての基本原則に準拠することを通じて、「最低限の社会的セーフガード」を充たしていること
- ④ 上記の6つの環境目標それぞれに対して、欧州委員会が設定する「技術スクリーニング基準」に適合していること

(2) 開示媒体と開示事項

NFRDの場合、サステナビリティ情報については、マネジメント・レポート(Management Report)の中に開示することを原則としたが、開示場所をマネジメント・レポートにおいて明示する場合は、マネジメント・レポート以外の場所で開示することも認められていた。CSRDでは、サステナビリティ情報をマネジメント・レポートにおける開示のみに限定することが義務付けられた。

また、CSRDにより修正された指令34/2013/EU(第19a条)では、マネジメント・レポートに収容されるサステナビリティ情報は、その目的のために提供されたセクションにおいて、明確に識別されなければならないとし、また、そこで識別される開示事項について、次のものが列挙された。

a) 開示を含む、当該企業のビジネスモデルと戦略についての簡単な説明

- ① 持続可能性の側面に関連するリスクに関する会社のビジネスモデル及び戦略の回復力
- ② 持続可能性の側面に関連する会社の機会
- ③ パリ協定(国連気候変動枠組み条約)に基づき、会社のビジネスモデル及び戦略が持続可能な経済への移行と調和化し地球温暖化を制限する方法、施策の実施および関連する財務・等祖計画を含む方法、など
- ④ 利害関係者の懸念やビジネスモデル、戦略における持続可能性側面に対する活動への影響を把握する方法
- ⑤ サステナビリティの側面に関する戦略の実施方法

- b) 少なくとも 2030 年と 2050 年の温室効果ガス排出削減の絶対目標（該当する場合）、こうした目標の達成に向けた進捗状況の説明、事業の環境目標が決定的な科学的証拠を基礎にしているかどうかの説明を含む、事業が設定する期限付きのサステナビリティ目標の説明
- c) サステナビリティ側面に関連する行政、経営、監督機関の役割、そうした役割を果たす専門知識と能力、またはそうした専門知識へのアクセスについての説明
- d) 会社のサステナビリティ方針の説明
- e) 行政、管理、監督機関のメンバーに提供されるサステナビリティの側面に関連するインセンティブ・スキームの存在に関する情報
- f) 説明
 - ①サステナビリティの側面を視野に入れ、EU の要件に従って事業において実施されるデュウデリジェンス・プロセス
 - ②製品、サービス、ビジネス関係、サプライチェーンを含む自身の事業およびそのバリューチェーンに関連する実際または潜在的な悪影響、その影響を特定および監視するため採られた措置、等
 - ③現実のまたは潜在的な悪影響を防止、軽減、是正または終了するために講じた措置および措置の効果
- g) サステナビリティ側面に関連して事業体がさらされている主なリスクの説明
- h) 上記の a から g で挙げられた開示に関連する指標

従来、既存の非財務報告については、企業に対して、その非財務項目と関連した年次報告書で財務情報（金額）だけでなく追加の説明も加えることが義務付けられていたが、CSRD の成立によって、マネジメント・レポートでは財務情報を参照したり、補足・追加説明を行う必要はなくなった。その結果、現行で報告されている非財務情報と年次報告書で開示される他の財務情報との一貫性はなくなった。そのため、この点に対して報告企業に混乱を起こさないように明確な要件を整備する必要性について、CSRD（第 35 項）では指摘されている。

なお、マネジメント・レポートに開示されるサステナビリティ情報については、デジタル方式で開示され、情報をタグ付けすることも要求されている。タグ付けされた情報は、EU が創設する財務・サステナビリティ情報のプラットフォームである ESAP（European Single Access Point）に集約することが予定されている。

3. ダブル・マテリアリティの原則

CSRD で特徴的なのは、サステナビリティ情報の開示にあたって、ダブル・マテリアリティ（Double Materiality）の原則を基礎に置いている点である。

CSRD（第29項）では、以下のように述べられている。「企業はその活動が人と環境に与える影響と、持続可能性の側面が企業に与える影響の両面において報告する義務を負う。これはダブル・マテリアリティの概念と呼ばれており、企業に対するリスクとその影響はそれぞれマテリアリティの側面を示している。企業報告の適合性に対するこのチェックは、二つの側面が、これまで正しく理解または適用されていなかったことが大きく反映している。」

つまり、ダブル・マテリアリティの原則とは、「企業の活動が人と環境に与える影響」と「持続可能性の側面が企業に及ぼす影響」の双方の側面について企業が個別に検討したうえで、それぞれにおいて重要な情報を開示することが義務付けられることになる。

なお、このダブル・マテリアリティの原則は、むしろEU独自の原則であり、国際的観点からすれば、かならずしも一様ではない。

国連環境計画（UNEP）が公認する団体として1997年にアメリカで設立されたGRI（Global Reporting Initiative）は、企業が経済、環境、人間に及ぼす著しい影響を及ぼす項目をマテリアルな項目（material topic）と呼び（インパクト・マテリアリティ）、IFRS財団傘下のISSB（国際監査・保証基準審議会）に属するSASB（サステナビリティ会計基準審議会；Sustainability Accounting Standards Board）は、企業の財務や投資家の意思決定に影響する項目をマテリアリティ項目と位置付けしており（財務的マテリアリティ）、むしろ、国際的にはシングル・マテリアリティの観点が先行しているともいえる。

ただし、CSRD（第43項）の場合でも、単にダブル・マテリアリティの必要性を強調するだけでなく、他方で、すでにサステナビリティ情報を提供している事業への混乱を最小限に抑えるため、サステナビリティ関連の報告および会計に関する既存の基準や枠組みを考慮に入れることも指摘されており、そうした既存の基準や枠組みとして、上述のGRI、SASBをはじめ、IASB、国際統合報告評議会、気候関連財務情報タクスフォース、カーボン・ディスクロージャー基準審議会、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）を挙げ、それらとの調整の必要性も述べられている。

なお、後述するように、CSRDに基づき報告するサステナビリティ報告を指定する委任規制であるサステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards: ESRS）については、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が第1次草案を作成し、欧州委員会により2023年7月にCSRDを補足する委任規則として最終的に採択されたが、この公開草案の採決に対して、SASBとESRSの基準間の相互運用性について調整に努めてきたIFRS財団が、これまでのISSB（International Sustainability Standards Board）とEFRAGとの共同作業の成果としてESRSの方向性に賛意を表明しているところでもある。

4. 保証義務 (Assurance)

さらに、CSRD の改正点で取り上げなければならない点は、サステナビリティ報告の内容に関して、すべての対象企業に対し、例外なく法定監査人または監査法人による保証義務が付与された点である。ただし、この保証制度は、現段階ではサステナビリティ情報に対して合理的保証（適正表示であるとする保証）を行う上での基準がないため、当面は消極的形式の限定的保証（公正・相応でないとする理由は存在しないとする保証）から入り、基準が整ったうえで、積極的形式の合理的保証のシステムに段階的に移行することが想定されている。

また、CSRD（第61項）では、「監査対象の大幅な増加から、監査市場へのさらなる集中のリスクによって監査人の独立性が危うくなり、監査報酬やサステナビリティ報告の認証に関する手数料の増額も予想される」ことから、よりオープンな監査市場において保証業務を担うものとして、CSRD では法定監査人または監査法人以外に、独立した保証サービスプロバイダーを認定可能とする方向性も示された。CSRD においては、「サステナビリティ報告の確認と信頼できるサステナビリティ情報の確保において監査人の果たす重要な役割を顧慮して」、「独立した保証サービスプロバイダー」を拡大するとともに、「加盟国は、独立した保証プロバイダーによって実施されるサステナビリティ報告の承認の品質と、承認における一貫した結果を確保するための要件を確立する必要がある」とし、また、その際、「加盟国は訓練と適性検査、継続的な訓練、品質保証システム、職業原則、独立性、公平性、守秘義務と職業上の機密、任用と解雇、保証サービスの独立したプロバイダーの作業の組織化、調査と制裁、不正行為の報告に関して同等の要件を定める」必要性も指示し、加えて、「加盟国がサステナビリティ報告の承認のための新しい認定要件の適用日から2年以内に、加盟国が認定した独立したプロバイダーが継続的な専門トレーニングを通じてサステナビリティ報告とその確認の分野で必要な知識を習得することを担保する必要がある」としている。

Ⅲ 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

EU では従来、NFRD のもとの非財務情報の報告については、非財務情報ガイドライン（2017年）や気候関連情報ガイドライン（2019年）が存在していたが、開示情報の内容は十分なものでなく、また、情報間の比較可能性も保たれなかったことから、CSRD によって修正された指令 34/2013/EU では、第6a章 29b 条の「サステナビリティ報告の基準」において、以下のような開示義務事項を含めた強制力のある開示規定が定められた。なお、(a) 環境要因の情報 (ESG 情報) については、先に述べたように、タクソノミー規則と歩調を合わせた分類内容となっている。

(a) 環境要因に関する情報

- ① 気候変動対策
- ② 気候変動への対応
- ③ 水と海洋資源
- ④ 資源利用と循環経済
- ⑤ 汚染
- ⑥ 生物多様性と生態系

(b) 社会のおよび人権的要因に関する情報

- ① 男女平等，同一労働同一賃金，訓練と技能開発，障害者雇用とインクルージョン，職場での暴力・ハラスメント対策，多様性を含むすべての人に平等な待遇と機会均等
- ② 安全な雇用，労働時間，適切な賃金，社会的対話，結社の自由，労使協議会の有無，労働協約の対象となる
- ③ 国際人権憲章および国連障害者権利条約，先住民族の権利に関する国連宣言を含む

(c) ガバナンス要因に関する情報

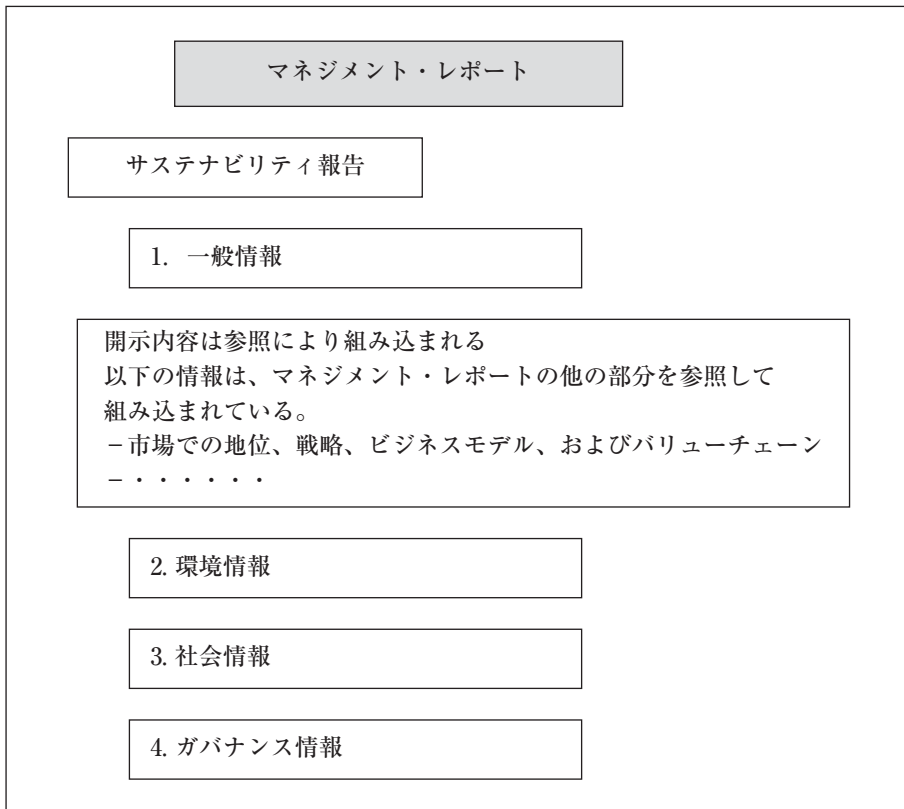
- ① サステナビリティの問題およびその構成に関連する事業の管理・監督機関の役割およびその役割を果たすための専門知識と能力，また，そうした専門知識とスキルへのアクセス
- ② サステナビリティ報告および意思決定プロセスに関する当該会社の内部統制およびリスク管理システムの主要な特徴
- ③ 汚職や贈収賄との闘い，内部告発者の保護，動物への福祉を含むビジネス倫理および文化
- ④ ロビー活動を含む政治的影響力の行使に関連した会社の活動および義務
会社の活動により影響を被る顧客，サプライヤー，コミュニティとの関係の維持と品質

また，改正された会計指令（34/2013/EU）第29条（サステナビリティ報告基準）に従えば，サステナビリティ報告に際し企業に対して適用が義務づけられる基準については，欧州委員会が段階的にその基準を含む委託法を發布しなければならない。その委託法は，欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が作成するサステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards: ESRS）の草案に基づき制定される。欧州委員会は，ESRSを規定するためにこの委任行為を採用し，委任されたEFRAGは，ESRSを作成する際には，同会計指令（34/2013/EU）第49条に従い，第19a条および第29a条に基づく事業者が報告する情報並びにその情報を提示するために使用される

図表1 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の構成

| | | | |
|-------------|------------------|----------------------------|------------------|
| 全般的基準 | 環境 | 社会 | ガバナンス |
| ESRS1 全般的原則 | E1 気候変動 | S1 自社従業員 | G1 ガバナンス 企業行動 |
| ESRS2 全般的開示 | E2 汚染 | S2 バリュチェーン 従業員 | |
| | E3 水・海洋資源 | S3 影響を受ける コミュニティ | |
| | E4 生物多様性 生態系 | S4 消費者と 最終消費者 エコシステム | |
| | E5 資源利用 循環型経済 | | |

図表2 マネジメント・レポートの構成



図表3 ESRS の報告要求テーマ

| ESRS | ESRS におけるテーマ別の要求事項 | | |
|---------|--------------------|--|--|
| | テーマ | サブテーマ | テーマの細目 |
| ESRS E1 | 気候変動 | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への適応 ・気候変動の緩和 ・エネルギー | |
| ESRS E2 | 汚染 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 ・水の汚染 ・土壌汚染 ・生活環境の汚染 生物と食べ物, リソース ・懸念物質 ・非常に強い物質懸念 ・マイクロプラスチック | |
| ESRS E3 | 水及び海洋資源 | <ul style="list-style-type: none"> ・水 ・海洋資源 | <ul style="list-style-type: none"> ・水の消費量 ・取水量 ・排水 ・海洋への放水 ・海産物の抽出と利用, リソース |
| ESRS E4 | 生物多様性 生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の損失への直接の影響, 誘因 ・種の状況への影響 ・生態系の範囲と諸条件への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 ・土地利用の変化, 淡水の利用変化と海上利用の変化 ・直接的な悪用 ・侵略的外来種 ・汚染 ・その他 <p>例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種の個体数の規模 ・種の世界的な絶滅のリスク <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の劣化 ・砂漠化 ・土壌シール |
| ESRS E5 | 循環型経済 | <ul style="list-style-type: none"> ・リソースの使用を含む資源の流入 ・製品やサービスへの資源流出 無 駄 | |
| ESRS S1 | 自社の労働力 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件 | <p>労働条件・雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間 ・適切な賃金 ・社会的対話 ・結社の自由, <p>労働評議会の存在と情報提供, 相談, 労働者の参加権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金を含む団体交渉 集団保険の対象となる労働者の数 <p>協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活のバランス ・健康と安全 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・平等な扱いとすべての者への機会 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等と同一賃金 ・同等の価値のある仕事 ・トレーニングとスキル開発の雇用と包摂 ・障害のある人 ・暴力や暴力に対する対策 ・職場でのハラスメント ・多様性 |

| | | | |
|---------|-----------------|---|---|
| | | ・その他の労働関連の権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童労働 ・強制労働 ・適切な住居 ・プライバシー |
| ESRS S2 | バリューチェーンにおける労働者 | ・労働条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の確保 ・労働時間 ・適切な賃金 ・社会的対話 ・結社の自由, ・労働評議会の存在と情報提供, 相談, 労働者の参加権 ・料金を含む団体交渉, 集団保険の対象となる労働者の数, 協定 ・仕事と生活のバランス ・健康と安全 |
| | | ・平等な扱いとすべての人への機会 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等と同一賃金と同等の価値のある仕事 ・トレーニングとスキル開発 ・障害のある人への雇用と包摂 ・職場でのハラスメントや暴力に対する対策 ・多様性 |
| | | ・その他の労働関連の権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童労働 ・強制労働 ・適切な住居 ・プライバシー |
| ESRS S3 | 影響を受けるコミュニティ | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの経済的, 社会的および文化的権利 ・コミュニティの市民権と政治的権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な住居 ・適切な食事 ・水と衛生設備 ・土地関連の影響 ・セキュリティ関連の影響 ・表現の自由 ・集会の自由 ・人権活動家への影響 |
| | | ・コミュニティの市民権と政治的権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由 ・集会の自由 ・人権活動家への影響 |
| | | ・先住民族の権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・無料の事前の十分な情報に基づく同意 ・自己決定 ・文化的権利 |
| ESRS S4 | 消費者とエンドユーザー | ・消費者および/またはエンドユーザーに対する情報関連の影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー ・表現の自由 ・(品質) 情報へのアクセス |
| | | ・消費者および/またはエンドユーザー個人の安全 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康と安全 ・一個人の安全 ・子供の保護 |
| | | ・消費者および/またはエンドユーザーの社会的包摂 | <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止 ・製品およびサービスへのアクセス ・責任あるマーケティング活動 |
| ESRS G1 | 事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社の文化 ・内部告発者の保護 ・動物愛護 ・政治的関与とロビー活動 ・サプライヤーとの支払いを含めた関係の管理実践 | |
| | | ・汚職と贈収賄 | <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングを含めた防止と検出 ・インシデント |

構造、つまり、企業の報告する情報について、必要となる将来の見通しと過去に関連する定量的および定性的情報を指定することが義務付けられた。この委任行為に基づき、EFRAGは2022年11月、欧州議会・欧州理事会が採択したCSRD案に基づき、ESRS第一次草案（技術的助言）¹³を作成し欧州委員会に提出した。ESRSの基準構成はCSRD（第6a章29b条）に沿って作成されることになっているが、全体像を表示すれば図表1のようになるが、基準ごとの要求項目数は総数で130を超え、極めて詳細にわたる記載要求事項が提示されていた。

この一次草案についてはパブリック・コメントを経て記載要求項目が大幅に修正（削減）された最終案¹⁴が2023年に欧州議会およびEU理事会によって採決された。最終案は今後、欧州議会とEU理事会のいずれからも異議が無い場合、2024年1月1日から適用される予定である。

なお、さらにこの最終案（委任規則）には定義および適用に必須なガイダンス資料¹⁵が付録として追加されており、図表2はそのガイダンス資料を参照し、開示要求事項を記載するマネジメント・レポートの構成図を、また、図表3は、ESRSの報告基準ごとに指示された開示要求事項の一覧を示したものである。

IV サステナビリティ報告の課題 ～むすびに代えて～

以上、2023年1月に発効したCSRDを中心に、CSRDを前提として策定されたESRSの内容も加えながら、EUにおけるサステナビリティ報告制度の現況について考察してきた。

この間、サステナビリティ情報への社会的関心の高まりや企業による情報開示の広がりと並行して、世界各国におけるサステナビリティ報告制度の確立への動きは、一段と加速してきているようにみえる。法定の年次決算書だけでなく任意の開示情報も調査対象に含めた調査ではあるが、KPMGが継続的に実施しているサステナビリティ報告調

13 European Commission (2021) : *Proposal for a Brussels, 21.4.2021 COM (2021) 189 final 2021/0104 (COD) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting.*

EFRAG (2021) : *Final Report, Proposals for a Relevant and Dynamic EU Sustainability Reporting Standard-Setting, European Reporting Lab, February 2021.*

14 European Commission (2023) : *COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) .../... of 31.7.2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards.*

15 European Commission (2023) : *ANNEX to the Commission Delegated Regulation (EU) .../... supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards; Brussels, 31. 7. 2023 C (2023) 5303 final.*

¹⁶ 査の内容は、そうしたサステナビリティ報告の急速な普及を裏づけている。2022年度版のこの調査によれば、Global 500の売上高ランキングの上位250社(G250)のほぼすべての企業(96%)が、世界58か国の国別・地域別の売上高上位100社(N100)の場合も約8割(2022年79%)の企業がサステナビリティ報告を実施しているとされ、情報発信者としての企業側の関心の高さを見て取ることが出来る。

一方、情報の信頼性を担保するサステナビリティ報告に対する第三者保証の実績度については、G250が63%、N100が47%とこの数年、やや減少傾向にあるものの、今後、開示規制の強化が図られれば、その実績度はさらに増加するだろうと予測されている。なお、サステナビリティ報告のための報告基準として、2000年公布の歴史の古いGRI(Global Reporting Initiative)ガイダンスの利用割合が最も高く、2020年実績でG250が78%、N100が68%となっている。また、G250およびN100の約4分の1の企業が各国の証券取引所のガイドラインを利用しているとされる。

日本の状況についてみてみると、N100におけるサステナビリティ報告の実施割合は2022年度100%、そのうち87%の企業が報告基準としてGRIを利用しており、開示実務のうえでは、諸外国の状況とほとんど変わりはなく、むしろ、企業サイドにおける関心の高さが見て取れる。

なお、日本の場合、2023年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正によって、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が有価証券報告書において新設され、サステナビリティ情報の法定開示が求められることとなった。¹⁷ 有価証

16 KPMG (2023) : グローバル サステナビリティ報告調査 2022, KPMG サステナブルバリュー・サービス・ジャパン, 2023, <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-sustainable-value-sustainability-reporting-2022-01.pdf> (2022. 08. 25)。

17 日本では、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を前提に、「金融審議会のディスクロージャーWG」(ワーキング・グループ)において、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示義務化の議論が進行し、2023年の内閣府令等の改正に繋がった。なお、改定されたコーポレートガバナンス・コード補充原則3-1③では、次のように記されている。「上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組を適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」、株式会社東京証券取引所(2021年6月):「コーポレートガバナンス・コード ~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために~」, <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/05.pdf> (2023. 08. 25)。

なお、「金融審議会ディスクロージャーWG」は、「企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと」とする金融担当大臣の諮問を受けて2021年6月に設置された。そして、その翌年、2022年6月には、サステナビリティ開示基準の調査研究・開発、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献、並びにディスクロージャーに関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言などを行うことを主たる目的として、「サステナビリティ基準委員会(SSBJ)」も設立されたことによって、日本におけるサステナビリティ報告制度の構築の基盤は確立し、今後、制度構築の速度も早まることも予想される。

券報告書の「従業員の状況」の記載箇所において、女性活躍推進法に基づく女性管理職比率・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差といったダイバーシティ関連の指標に開示が求められ、この開示は、2023年3月期決算企業から適用されることになり、サステナビリティ報告制度のさらなる進展も予想されている¹⁸。

しかし、そのように日本も含めてサステナビリティ報告制度構築の国際的展開がみられる反面、本稿で取り上げたEUにおけるサステナビリティ報告制度の内容からも見て取れるように、企業活動と会計開示のグローバル化が進んだ今日、EU・EFRAGのESRS、IASB・ISSBのIFRS・S1およびS2、アメリカ・SECの気候開示規則、GRIといった各様に異なる報告基準の相違について国際間においてどう調整するのかという課題もある¹⁹。

また、保証制度についても保証基準の国際間調整、限定的保証から合理的保証への転換可能性、保証業務の担い手とその倫理基準・適正性の確保の諸問題、等々、本稿で取り上げたEUのみならず、国際的にも今後におけるサステナビリティ報告制度の構築に際して解決すべき課題は少なからず存在しているだろうし、EUにあっては、それ以前に、2024年7月という国内法化期限の迫った加盟各国におけるサステナビリティ指令の転換の結末はどうなるのかという直近の課題も存在する。

とくに、ダブル・マテリアリティを採用するEUの場合、財務報告制度の在り方として、財務情報とサステナビリティ（非財務）情報との連携性、財務マテリアリティへの保証と財務情報の会計監査との相互の関連性をどう位置づけするのか、といった財務報

18 金融庁（2022）：「金融審議会ディスクロージャーWG報告（2022年6月）を踏まえた内閣府令改正の概要」、<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability01.pdf>（2023.08.25.）。

19 2023年6月に公開草案の審議を経て確定基準へと移行したISSBのIFRS・S1およびS2については、すでに述べたようにIFRSサステナビリティ基準を策定するISSBとEU・EFRAGとで基準間の相互運用性について調整に努めてきている。他方、日本の場合、「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）」は、その運営方針において、「IFRSサステナビリティ開示基準は、企業の財務諸表が仮にIFRS会計基準に準拠していない場合でも、他の一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠している場合には、IFRSサステナビリティ会計基準を適用できる」とし、「このため、当委員会においてサステナビリティ開示基準の開発を行うにあたっては、我が国の上場企業等が、会計基準として日本基準及び他の一般に公正妥当と認められる会計基準を適用することを想定して基準開発を行う」としている。基本的には、IFRSサステナビリティ会計基準を策定するISSB（国際サステナビリティ基準審議会）との連携も視野に入れ、基準開発をおこなう方向性を示している。このように、今後、各基準設定機関の間で、サステナビリティ報告基準相互の調整が、ある程度、進行することも予想される。
サステナビリティ基準委員会（2022年11月）：「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（https://www.asb.or.jp/wp-ntent/uploads/middle_plan_20221124.pdf）（2023.08.25.）

20 サステナビリティ情報への保証業務については、証券監督者国際機構（IOSCO）がグローバルに使える保証に対する倫理基準の作成を会計士の倫理基準を取り扱う国際組織である「国際会計士倫理基準審議会（IESBA）」に要請し、IESBAは基準の公開草案を2023年末までに、最終基準を2024年末までに承認する計画で作業を進めているという。なお、現状での世界における保証業務は、6割弱を会計事務所が、残る4割を国際標準化機構（ISO）認証機関など会計事務所以外が担っており、IESBAは会計士以外も含めて専門職にとらわれない基準作りに乗り出した、という。日本経済新聞2023年8月16日「サステナ保証 企業の開示情報に『お墨付き』倫理基準策定へ」。

告制度の基本的骨格を変えること（財務報告の統合報告化）にもつながりかねない課題も考えられ、サステナビリティ報告制度の先頭を走る EU の今後の動向については、とくに注視していく必要があるだろう。